

第23号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件
神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例
神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。
第18条第2項第1号中「連帯保証人の連署する」を削り、同条中第3項を削り、
第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。
別表第5第1号アの表に次のように加える。

神戸市営王塚住宅	神戸市営住宅王塚駐 車場	神戸市西区王塚台2 丁目
----------	-----------------	-----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1号アの表の改正規定は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）第18条第2項第1号の規定は、令和2年4月1日以後に市営住宅に入居する者について適用し、同日前に市営住宅に入居する者については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第18条第2項第1号及び別表第5第1号アの表神戸市営王塚住宅の項の規定を施行するために必要な手続及び許可その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

連帯保証人に関する規定を削除する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市営住宅条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(入居者の手続等)

第18条 略

2 第15条第3項若しくは第4項、前条第2項若しくは第3項又は前項の規定により市営住宅の入居者として決定された者（以下「入居決定者」という。）は、当該決定に係る通知のあった日から10日を経過する日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める期間）までに次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 連帯保証人の連署する使用証書その他の規則で定める書類を提出すること。

(2) 略

3 前項第1号の連帯保証人は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 本市の区域（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が特に認める近隣市町の区域）に居住する者であること。

(2) 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同等以上の収入がある者であること。

4 略

5 略

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅 の名称	駐車場の 名称	駐車場の 位置
-------------	------------	------------

3

4

--	--	--

略	略	略
神戸市営 リバーサ イド玉津 南住宅	神戸市営 住宅玉津 南第2駐 車場	神戸市西 区玉津町 上池
_____	_____	_____
_____	_____	_____

イ 略

(2)～(4) 略

<u>神戸市営</u> <u>王塚住宅</u>	<u>神戸市営</u> <u>住宅王塚</u> <u>駐車場</u>	<u>神戸市西</u> <u>区王塚台</u> <u>2丁目</u>